

【資料 2 - 4】

埼玉県青少年健全育成条例における図書等自動販売機等について（参考）

1 図書等自動販売機等

雑誌やDVD等、がん具や刃物その他の器具類を収納し、客に販売又は貸し付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機のこと。



【屋外に設置された図書等自動販売機】

2 図書等自動販売機等に関する主な規制

(1) 設置等の届出

図書等自動販売機等を設置、届出事項の変更、廃止をしようとする者は、自動販売機ごとに、市町村を通して知事に届出なくてはならない。

（条例第12条の2）

(2) 管理者の設置

自動販売機ごとに、管理者を設置しなくてはならない。（条例第13条）

(3) 有害図書等及び有害がん具等の収納の禁止

自動販売業者及び管理者は、有害図書等及び有害がん具等を自動販売機等に収納してはならない。

また、収納されている商品が有害図書等及び有害がん具等になったときは、当該商品を直ちに除去しなければならない。（条例第14条）

3 管理者の業務

自動販売機等に図書等又はがん具等を収納し、及び除去する業務

（条例第1条第8号）

4 埼玉県内における設置台数（登録台数）

28台（令和3年9月1日現在）